

令和8年度ものづくりマイスター及び技能五輪アンバサダー募集要領

茨城県産業戦略部産業人材育成課

1 ものづくりマイスター制度について

(1) 制度の趣旨

熟練技能者の高齢化や若年者のものづくり離れにより、本県産業を支えるものづくり分野における技能の維持・継承が大きな課題となっております。

そこで、優れた技能を有している方で、技能の維持・継承や人材育成に関する指導などの活動ができる方をものづくりマイスターに認定するとともに、ものづくりマイスターの活動を通じて、本県の技能水準のレベルアップやものづくりを担う技能者の育成、ものづくりに対する関心を高めることなど、ものづくりの振興を図ることを目的としています。

(2) 募集職種等

- ① 技能検定職種である133の職種（別表1のとおり）
- ② 技能を必要とする職種で知事が認めるもの

(3) 認定基準

① 次の基準をいずれも満たす方が認定の対象となります。

ア 技能検定1級以上に合格している方又は同等以上の技能を有している方で、県下で第一級と認められる方

※県下で第一級と認められる方とは、次のような方をいいます。

(ア) 高度な技能により全国レベル、県レベルの表彰を受賞した方

(イ) 高度な技能を必要とする全国レベル、県レベルの競技大会で入賞した方

(ウ) (ア)、(イ)に準ずるレベル以上の際立って優秀な技能を有している方等

イ 県内に居住又は県内の企業・事業所等に勤務している方

※県内に居住しているか、県内の企業・事業所等に勤務しているかどうかに該当する方をいいます。

ウ 認定の対象となる職種に15年以上従事している方又は従事していた方

※4月1日現在を基準として、対象職種に従事した期間が通算で、15年以上ある方又はあった方をいいます。

エ ものづくりマイスターの活動が可能な方

※活動が可能な方とは、4の(1)にあるものづくりマイスターの活動内容が、1項目以上可能な方をいいます。

オ 過去に当制度「ものづくりマイスター」の同職種に認定されていない方

2 技能五輪アンバサダー制度について（新規）

(1) 制度の趣旨

技能五輪全国大会の入賞者を「技能五輪アンバサダー」として認定し、その優れた技能・経験・成功体験を広く発信することで、若年層のものづくり分野への興味・関心の喚起、技能職の社会的認知度・魅力の向上、技能人材の確保・育成を図ります。

(2) 募集職種

技能五輪全国大会実施42職種（別表2のとおり）

(3) 認定基準

- ① 過去5年の技能五輪全国大会において、入賞（金賞、銀賞、銅賞、敢闘賞）をした方

- ② 県内に居住又は県内の企業・事業所等に勤務している方
※県内に居住しているか、県内の企業・事業所等に勤務しているかどちらかに該当する方を
いいます。
- ③ 技能五輪アンバサダーの活動が可能な方
※活動が可能な方とは、5の（1）にある技能五輪アンバサダーの活動内容が、1項目以上
可能な方をいいます。

（4）任期

認定日から令和12年3月31日（日）まで

3 応募（ものづくりマイスター・技能五輪アンバサダー共通）

（1）方法

- ① 企業、団体の長は、上記の認定基準に該当する従業員等を推薦してください。
- ② 定年退職等により企業、団体に所属していない方については、所属していた企業、団体の長
又はお住まいの市町村長が推薦してください。
- ③ 推薦書（ものづくりマイスターは様式第1号、技能五輪アンバサダーは様式第2号）により募
集期間中に郵送及びメールにて提出してください。

※郵送は、A4片面印刷を原則とします。

様式は、4に記載の県ホームページで提供しております。

（2）募集期間

令和8年7月24日（金）から令和8年8月31日（月）まで

（3）認定方法

- ① 選考によりものづくりマイスター、技能五輪アンバサダーとして茨城県知事が認定します。
- ② ものづくりマイスターは認定証及び徽章、技能五輪アンバサダーは認定証を授与します。
- ③ 認定は11月頃を予定しております。

4 ものづくりマイスターの役割等

（1）活動内容

ものづくりマイスターは、次の活動を行います。

- ① 企業が必要とする技能の習得や向上のための指導
- ② 県立産業技術専門学院等の職業能力開発施設で行う職業訓練の講師
- ③ 学校等で行うものづくり教室などの講師
- ④ 中学生・高校生等のインターンシップの受け入れ及び活動の指導
- ⑤ 技能に関する講演会、シンポジウム、セミナー等での講師・パネリスト・実演等
- ⑥ その他ものづくりに関する活動

（2）活動方法（随時）

ものづくりマイスターは、上記（1）の活動を希望する企業、団体、学校等（企業等）から
県職業能力開発協会を通じて依頼を受け、活動を行います。

（3）状況報告（随時）

ものづくりマイスターの認定状況（住所・氏名・連絡先・活動可能の有無等）に変更があった際
は、県に報告していただきます。

5 技能五輪アンバサダーの役割等

（1）活動内容

技能五輪アンバサダーは次の活動を行います。

- ① 学校訪問（小学校・中学校・高校・専門学校等）
- ② イベント・展示会での講演・実演
- ③ 小学生・中学生の職場見学等
- ④ その他ものづくりに関する活動

（２）活動方法（随時）

技能五輪アンバサダーは、上記（１）の活動を希望する企業、団体、学校等（企業等）から県職業能力開発協会を通じて依頼を受け、活動を行います。

（３）状況報告（随時）

技能五輪アンバサダーの認定状況（住所・氏名・連絡先・活動可能の有無等）に変更があった際は、県に報告していただきます。

６ ものづくりマイスター及び技能五輪アンバサダーの広報

県は、ものづくりマイスター及び技能五輪アンバサダー認定者一覧をホームページで紹介するとともに、ものづくりマイスター活動事例集（パンフレット）を作成し、市町村、県内企業、団体等へ配布いたします。

また、県ホームページや SNS で活動内容を案内させていただく場合がございます。

インターンシップの受け入れが可能な事業所については、リストを作成し、中学校・高校等へ配布するとともに、ホームページに掲載させていただきます。

【ホームページの掲載場所について】

茨城県ホームページ → しごと・産業 → 雇用・労働 → 技能の振興

→ ものづくりマイスター → ものづくりマイスター・技能五輪アンバサダーの募集について

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/shokuno/shido/monodukuri/bosyu.html>

【お問合せ・提出先】

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

茨城県 産業戦略部 産業人材育成課 技能振興グループ：大里・寺門

アドレス：rousei5 @pref.ibaraki.lg.jp

T E L : 029(301)3656

F A X : 029(301)3669